（参考）指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。

指導

対象事業者等

原則として、毎年度の４月１日現在指定を受けている全ての事業者・施設。

指導の目的等

指定事業者等の全体のレベルアップを図ることを主眼として、関係法令・制度の趣旨、目的の周知及び理解の促進及び自立支援給付に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知など、障がい者総合支援制度の適正な運営を図る。

集団指導

- 《出席》→ 完　了
- 《欠席》→ 個別指導を実施することがある

運営指導

○一般指導
・全ての事業者・施設の中から計画的に実施する。
○随時指導
・利用者等からの苦情が多い等、特に運営指導の実施が必要と認められるもの
・市町村からの情報提供を受けて、運営指導の実施が必要と認められるもの
・運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障がい福祉サービス事業者等で再度の運営指導により、改善が見込まれるもの
・福祉部障がい福祉室長が運営指導の実施が必要と認めるもの

「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳の保持」、「利用者の人権擁護」及び「適正な介護報酬等の請求等」を踏まえ、事業所・施設の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導を行う。

a 運営指導
関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適正でない場合は、これを改善するよう指導する。

b 報酬請求指導
報酬基準等に照らし、①介護報酬等の算定要件を満たしているか（各種加算含む）、②介護給付等の対象とならないサービスの提供を行い、請求が行われていないか、③必要な人員等の体制が確保されているか（人員欠如減算等）、④利用者ごとの計画に基づきサービス提供が行われているか等について確認し、適切でない請求が行われている場合は、これを改善するよう指導する。（必要に応じ過誤に関する調整を指導する。）

- 適正・概ね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
 - 《期限内に改善された》 → 完　了
 - 《期限内に改善されなかった》 → 再　指　導

○重大な指定等の基準違反の事実が確認された場合若しくは疑われる場合
○利用者に対して虐待を行ったと判断される場合若しくは疑われる場合
○自立支援給付に係る費用の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合若しくは疑われる場合等

過誤に関する調整
不適正な報酬算定が見受けられる場合

再　指　導 → 度重なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行。

監査

対象事業者等

○障がい福祉サービス事業者等若しくは当該事業者等が運営するサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）の管理者又は従業者が、利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。
○指定障がい福祉サービス事業者等にあっては障害者総合支援法第43条、指定障がい者支援施設等設置者等にあっては法第44条、指定相談支援事業者等にあっては法第51条の23に規定する基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
○自立支援給付に係る障がい福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○自立支援給付に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○障がい福祉サービス事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。
○度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に改善がみられないとき。
○正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
○その他、福祉部障がい福祉室長が特に必要と認めた場合。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

監　査

- 直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告
 - 改善報告書
 - 《期限内に改善された》 → 完　了
 - 《期限内に改善されなかった》 → 行政処分（改善命令） → 公　示
 - 過誤に関する調整（不適正な報酬算定が見受けられる場合）
 - 《期限内に改善されなかった》 → 公　表（勧告に従わなかったとき）
 - 改善報告書
 - 《期限内に改善された》 → 完　了
 - 《期限内に改善されなかった》 → 期限を経過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる。
- 指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴　聞 → 行政処分
 - 指定取消し
 - 指定の全部若しくは一部の効力の停止
 - 返還額の確定加算金の付加
 - 結果通知
 - 返還額
 - 公　示

◆取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者（当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等であった者）
A 役員
イ 業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者
B その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者

障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

１　事務権限の移譲市町村及び移譲時期

・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

２　権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）
・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限の根拠

・政令市及び中核市

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
第十二章　大都市等に関する特例

・他の市町村

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和５年 ４月30日	豊中市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【居宅介護】 不正請求（障害者総合支援法第50条第１項第５号） ・令和元年６月から令和３年５月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、１対１の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 ・令和２年８月及び令和３年４月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 【重度訪問介護、行動援護】 法令違反（障害者総合支援法第50条第１項第９号） ・居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。
令和５年 ５月31日	高槻市	居宅介護 重度訪問介護	【居宅介護】 介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第５号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者１名に対して、令和４年１１月から令和５年１月までの間、公的サービスを提供していないにもかかわらず、おおよそ週に１回、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする記録を作成して、介護給付費の請求を行い受領した。 ・事業者は、ヘルパー２名が居宅介護従業者の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、居宅介護の提供を行わせ、もって介護給付費の請求を行い受領した。なお、無資格者による居宅介護の提供は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間で、提供回数は、合計２９６回である。 ・事業者が居宅介護を提供し、もって請求した介護給付費のうち、身体介護中心型の所定単位数を算定したものについて、利用者１名に対し、令和３年２月から令和５年１月までの間、全２３５時間の身体介護の提供のうち４時間分を除いて、実際には身体介護を行っておらず、家事援助に相当する支援を行っていた。 虚偽の報告及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第５０条第１項第６号及び第１０号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者が公的サービスを受給する予定がないにもかかわらず、居宅介護の支給決定を受けるための助言を事業所事務員に行い、事業所事務員が関係者に対して行っている私的な支援を、事業者の公的サービスであるかのように装った。また、そのために、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成して、市の監査で提出した。 ・事業者は、居宅介護従業者の資格がない者２名に居宅介護の提供をさせた。その期間は、１名は令和２年２月１日から令和２年３月２６日までの間、もう１名は令和３年４月８日から令和３年９月１４日までの間である。加えて、このうち１名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、居宅介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			・事業者は、利用者１名について、令和３年２月から令和５年１月までの間、実際にはほとんど身体介護を行っていないにもかかわらず、身体介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 **虚偽答弁**（障害者総合支援法第第５０条第１項第７号に該当） ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、事業者が公的サービスを提供していない者に対して、管理者自らが居宅介護を提供していると述べた。 ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、実際には訪問看護師が入浴の見守りをしている利用者について、訪問看護師が退出した後でヘルパーが入浴支援を行っていると、事実とは異なる答弁をした。 **【重度訪問介護】** **障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為**（障害者総合支援法第５０条第１項第１０号に該当） 事業者が同一事業所で行う指定重度訪問介護について、一体的に運営されている指定居宅介護において上記のとおり、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和５年 ６月１日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	**介護保険法に違反**（障害者総合支援法第 50 条第１項第９号） 指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。
令和５年 ７月１１日	守口市	居宅介護	**不正請求**（障害者総合支援法第 50 条第１項第５号） 令和３年６月から令和５年３月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。
令和５年 12月31日	茨木市	居宅介護 重度訪問介護	**不正の手段による指定**（障害者総合支援法第 50 条第１項第８号） 指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。 また、申請書類に 管理者兼サービス提供責任者とされた者の 虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。 **不正請求**（障害者総合支援法第 50 条第１項第５号） 少なくとも、４名の利用者について、令和４年 10 月１３日から令和４年 11 月 27 日までの期間 の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。 **帳簿書類その他の物件の提出拒否**（障害者総合支援法第 50 条第１項第６号） 本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。 **人員基準違反**（障害者総合支援法第 50 条第１項第３号） 事業所の開設当初（令和４年３月１日）から令和４年４月 30 日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。令和４年 11 月 15 日から令和４年 12 月 21 日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。 **運営基準違反**（障害者総合支援法第 50 条第１項第４号） 少なくとも、事業所の開設当初（令和４年３月１日）から令和４年 12 月 31 日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和６年 ２月１日	東大阪市	共同生活援助	訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第５号） サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 虚偽の報告（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ・従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 ・法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。 ・個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 不正の手段による指定（障害者総合支援法第法第５０条第１項第８号） 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。
令和６年 ３月１日	大阪市	居宅介護 重度訪問介護	【居宅介護】 人格尊重義務違反（障害者総合支援法 第 50 条第１項第２号） 令和４年５月頃から令和５年４月までの間、従業員が利用者宅を訪問して身体介護 等のサービスを提供する居宅介護サービスにおいて、従業員が利用者２名に対して拳で腹部を殴るなどの行為を複数回行った。 また、開始時期は不明だが、利用者１名については令和５年１月までの間、外１名については令和５年４月までの間において、夜間に居室から出られないよう外側から鍵をかけ閉じ込めた。 介護給付費の請求に関する不正（障害者総合支援法第 50 条第１項第５号） 令和２年１月から令和５年３月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人役員や従業員ではない者の氏名を使用し、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 また、令和４年９月から令和５年３月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人代表自らがサービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 【重度訪問介護】 障害者総合支援法その他法令違反（障害者総合支援法第 50 条第１項第９号） 指定重度訪問介護事業と一体的に運営する 指定居宅介護事業 において、人格尊重義務違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われたことから、令和６年３月１日付けで指定居宅介護事業者の指定が取消されることになったため。
令和６年 ６月１８日	高槻市	居宅介護 重度訪問介護	介護保険法に違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号） ⑴令和４年５月から令和５年８月までの間、同一建物減算の算定を逃れようと、居宅介護サービス費の請求に関する不正を行った。（介護保険法第７７ 条第１項第６号に該当） 　事業者は、令和４年５月から令和５年８月までの間、同一建物減算を算定する必要性を認識しながら、契約上の事業所を故意に変更することにより、それぞれの訪問介護事業所が、１つの建物に居住する入居者に対し１月当たり１９人を超えない範囲でサービス提供をしているように装い、居宅介護サービス費を請求し、同一建物減算を逃れようとした。 ⑵令和４年５月から令和５年９月までの間、指定訪問介護事業所及び指

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			定介護予防訪問サービス事業所の指定基準における管理者及びサービス提供責任者の専従要件を満たしていなかった。（介護保険法第７ ７条第１項第３号及び第１１５条の４５の９第１号に該当） 　令和４年５月から令和５年９月までの間、当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は、同一敷地内にはない「有料老人ホームナチュラル高槻安満」の管理者を兼務していた。 ⑶指定介護予防訪問サービス事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所において、介護保険法に違反する事実があった（介護保険法第１１５条の４５の９第６号に該当）
令和６年 ７月１日	東大阪市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<u>介護給付費の不正請求</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第６号） 指定居宅介護の３名の利用者について、サービスを提供する予定がないにも関わらず、利用契約を締結し、令和２年１１月から令和５年１１月までの期間における架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 <u>虚偽の報告</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第７号） ① サービスの提供記録や従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、虚偽の書類を作成し、本市に提出した。 ② 法人代表者は、監査の聴き取りにおいて、雇用実態のない４名の従業者が実際に勤務しているように装うため、また、実態がないサービスの提供を実際に行ったかのように装うため、虚偽の報告を行った。 <u>他法令違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第 10 号） 指定居宅介護と一体的に運営する指定訪問介護のサービスにおいて、介護保険法第７７条第１項第６号で定める不正請求に該当した。
令和6年 8月30日	吹田市	居宅介護 重度訪問介護	<u>不正の手段による指定</u>（障害者総合法第 50 条第１項第９号に該当） ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。 ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。 ・指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、従業者として配置すると記載し、指定を受けた。
令和６年 10月22日	泉大津市	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	<u>他法令違反</u>（総合支援法第５０条第１項第 10 号） 同法人で障害福祉サービス事業と並行して運営する介護保険法における訪問介護事業において、不正な行為が行われた。
令和 6 年 12月5日	高槻市	就労継続 支援B型	<u>人員基準違反</u>（総合支援法第 50 条第 1 項第４号） 事業者が、事業所に配置すべき従業者（常勤のサービス管理責任者、生活支援員及び職業指導員）を配置しておらず、人員基準を満たしていない <u>不正の手段による指定</u>（総合支援法第 50 条第 1 項第９号） 事業者は、実際には人員基準を満たさないにもかかわらず、人員基準を満たす従業者を配置するかのように偽る文書を作成し、不正の手段により指定を受けた
令和７年 2月1日	大阪市	就労継続 支援B型	<u>訓練等給付費の請求に関する不正</u>（総合支援法第 50 条第１項第６号） 令和５年６月から令和６年６月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、令和４年６月を除く令和３年５月から令和６年６月までの間、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和７年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問	<u>介護保険法違反</u>（総合支援法第 50 条第１項第 10 号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業に

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
		介護 行動援護	おいて、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和７年 ３月１日	**大阪市**	**就労継続 支援Ａ型**	**訓練等給付費の不正請求**（総合支援法第 50 条第１項第６号に該当） 令和５年４月から令和６年９月までの間、サービス管理責任者が不在であったにも関わらず、「サービス管理責任者欠如減算」及び「個別支援計画未作成減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、令和２年３月から令和２年 12 月までの間、生活支援員の人員配置を満たしていないにも関わらず、「人員欠如減算」を算定することなく、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和７年 ３月１日	**大阪市**	**居宅介護 重度訪問 介護 同行援護**	**介護保険法違反**（総合支援法第 50 条第１項第 10 号） 居宅介護事業、重度訪問介護事業及び同行援護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和７年 ３月１日	**大阪市**	**居宅介護 重度訪問 介護**	**介護保険法違反**（総合支援法第 50 条第１項第 10 号に該当） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和７年 ３月31 日	**茨木市**	**生活介護**	**人格尊重義務違反**（障害者総合支援法 第 50 条第１項第３号 に該当） 令和６年２月、指定生活介護サービスで実施した入浴介助において利用者の全身の過半に重度（Ⅱ度）の熱傷を負わせた。また、管理者は適切な入浴介助手順を定めておらず、支援員らに入浴支援技術の教育を怠るなど、被害を防ぐために必要な措置を取っていなかった。 **介護給付費の請求に関する不正**（障害者総合支援法第 50 条第１項第６号に該当） 平成 31 年４月から令和６年３月までの間、生活介護計画の作成に際して、サービス管理責任者がアセスメントやモニタリングを行っていなかった。また、その原案の作成を支援員に行わせ、サービス担当者会議に出席していなかった。それにも関わらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
令和７年 ４月１日	**東大阪 市**	**共同生活 援助**	**（１）訓練等給付費の不正請求**（障害者総合支援法第５０条第１項第６号に該当） 令和５年１２月以降、共同生活援助を提供していない日にもかかわらず、サービスを行ったとして訓練等給付費（共同生活援助サービス費、夜間支援等体制加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）を不正に請求し受領した。 令和６年６月からサービス管理責任者が不在であるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算または個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費（共同生活援助サービス費、福祉・介護職員等処遇改善加算）を不正に請求し受領した。 **（２）虚偽の報告**（障害者総合支援法第５０条第１項第７号） 法第４８条に基づく監査において、サービス管理責任者の変更届（令和６年６月変更）の内容は正しいものと虚偽の報告を行い、従業者の雇用契約書、賃金台帳、日報についても、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 **（３）障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為**（障害者総合支援法第５０条第１項第１１号） 本人の了承なく、従事する予定のないサービス管理責任者を配置したように装い、本市に虚偽の変更届を提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和７年 ５月31日	貝塚市	居宅介護	介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第１項第６号） 令和４年10月から令和５年７月、令和５年10月から令和６年６月の期間において、利用者16名に対して延べ2,252件、サービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し、受領した。
令和７年 ７月１日	東大阪市	就労継続支援Ｂ型	≪事業所１≫ （１）訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ①過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の１００分の１２５を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。 ②就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。 ③サービス管理責任者が適切な時期に個別支援計画を作成していないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ④指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。 ⑤指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員処遇改善加算等を請求し、受領した。 ⑥１名の利用者について、当該法人において従業者として勤務しているにも関わらず、利用者として指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行ったかのように装い、不正に訓練等給付費を請求し受領した。 ⑦指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行った場合に、新型コロナウイルスに対応するための特例的な評価として基本報酬の０．１％相当を上乗せするところ、単位数を不正に算定した状態で当該上乗せ分を請求し、受領した。 （２）虚偽の報告（障害者総合支援法第５０条第１項第７号） 法第４８条第１項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 ≪事業所２≫ （１）訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ①過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の１００分の１２５を乗じて得た数を超えた場合に定員超過減算が適用されるが、当該減算を認識しながら適用せず、不正に訓練等給付費を受領した。 ②就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないことを認識しながら、不正に訓練等給付費を受領した。 ③指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったとして、不正に訓練等給付費を受領した。 ④指定就労継続支援Ｂ型のサービス提供を行った場合に、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で福祉・介護職員処遇改善

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			加算等を請求し、受領した。 （2）虚偽の報告（障害者総合支援法第５０条第１項第７号） 障害者総合支援法第４８条第１項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。 （3）障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第５０条第１項第１１号） 人員配置基準を満たすため、前年度利用者数を少なく記載し、常勤で勤務する予定のない従業員を常勤で勤務する予定であるように記載した上で、就労継続支援Ｂ型サービス費（Ⅰ）及び目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしているように虚偽の届け出を行った。
令和７年 ８月１日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	介護保険法（平成９年法律第 123 号）違反（障害者総合支援法第 50 条第１項第 10 号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。
令和７年 ８月27日	枚方市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ・当該事業所又は同一法人の別事業所において、複数のサービスを同じ時間帯に同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。 このような請求は 217 件あったが、令和４年６月から令和６年９月までの間、反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・同じ従業者が、同じ時間帯に、複数の利用者にサービス提供した、又は同じ利用者に複数のサービスを提供したとする、事実上不可能な虚偽の記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。 このような請求は居宅介護サービスだけで 100 件あったが、令和５年２月から令和６年６月まで反復継続して行われており、加えて、特定の従業者の請求で行われていた。 ・従業者により提供しなければならないサービスを、従業者以外の者により提供し、これについて法令に基づくサービス提供として、給付費の請求を行った。 このような請求は 77 件あったが、令和５年７月から令和６年５月まで反復継続して行われていた。
令和７年 ８月27日	枚方市	就労継続 支援Ｂ型	運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第１項４号） ・法令に違反し、利用者から徴収しなければならない利用者負担額を徴収していなかった。 当該行為は、少なくとも令和３年９月から令和６年８月まで、反復継続して行われていた。 また、監査に係る１回目の立入調査時に「未作成」等として提出しなかった利用者負担額の領収書について、３回目の立入調査時に提出する虚偽の報告を行った。 なお、当該事業所は今回と同一の不正行為で令和３年 11 月 15 日に行政指導を受けており、その改善報告において「利用者から徴収した」とする領収書を提出していたが、実際には徴収していなかった。 訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ・利用者の送迎を行ったとする記録を作成していたにもかかわらず、同一

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			法人の別事業所も同じ利用者に対し送迎を行ったとする事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき、利用者の送迎１回に対して、２つの異なる事業所からサービスを提供したとする請求を行った。また、記録すら作成せず、同様の請求を行っているものもあった。 このような請求は 592 件あったが、令和３年 12 月から令和６年３月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。 このような請求は 747 件あったが、重複先の事業所開設直後である令和３年 12 月から令和６年９月まで反復継続して行われていた。 ・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。 このような請求は 223 件あったが、令和４年４月から令和６年９月まで反復継続して行われていた。
令和７年 8月27日	枚方市	就労継続支援Ｂ型	訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） ・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。 法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。 このような請求は 41 件あったが、事業所開設時である令和６年１月から令和６年９月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。 ・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。 このような請求は 11 件あり、令和６年２月から令和６年８月まで行われていた。
令和７年 ９月１日	東大阪市	居宅介護 重度訪問介護	（１）人員基準違反（障害者総合支援法第５０条第１項第４号） 令和４年１２月１日の新規指定時から令和７年４月末日の休止に至るまでの間、継続して従業者の員数が常勤換算方法で２．５人以上を満たしていなかった。 （２）不正の手段による指定（障害者総合支援法第５０条第１項第９号） 令和４年１１月７日付けの新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務する予定のない者の名義を使用し、訪問介護員として記載した［従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表］を本市に提出し、不正の手段により指定を受けた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和７年 ９月10日	高槻市	共同生活援助	<u>（１）給付費の請求に関する不正</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第６号） 監査対象期間（令和２年５月から令和７年２月。以下、（１）において同じ。）において、事業者が請求し受領した共同生活援助に係る給付費のうち、次の事項について、不正があったことが認められた。 ① 利用者に対して共同生活援助を提供していない日に、共同生活援助サービス費の請求を行っていることが少なくとも 20 日、また、利用者に対し、夜間支援を行っていない日に、夜間支援等体制加算の請求を行っていることが少なくとも 24 日確認され、関連する加算とあわせて、約 30 万円の適正ではない請求が認められた。 ② 利用者に対し看護を行ったことが、サービス提供記録から確認できない日について、少なくとも 29 日、医療連携体制加算（Ⅳ）を算定していることが確認され、約 17 万円の適正ではない請求が認められた。 ③ 監査対象期間を通じて、強度行動障がいを有する利用者のために支援計画シート等を作成していないにも関わらず、合計 7,684 回、重度障害者支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の請求を行っていることが確認され、約 2,200 万円の適正ではない請求が認められた。 ④ 監査対象期間を通じて、夜勤を行う夜間支援従事者を配置せず、夜間支援を提供できる従業者の労働環境を整備していないにも関わらず、夜間支援等体制加算（Ⅰ）の請求を行い、受領した。合計 8,823 回、約 5,000 万円の適正ではない請求が認められた。 ⑤ 日中支援加算（Ⅰ）について、算定要件を満たさない利用者であるにも関わらず、少なくとも 24 回算定し、日中支援加算（Ⅱ）について、算定要件を満たさない日であるにも関わらず、少なくとも８回算定していることが確認された。約 20 万円の適正ではない請求が認められた。 ⑥ 身体拘束適正化の取り組みを適正に実施していなかったにも関わらず、令和６年１月から 10 月までの間、延べ 1,519 回、身体拘束廃止未実施減算を適用せずに、給付費の請求を行っていることが確認され、約 67 万円の適正ではない請求が認められた。 <u>（２）運営基準違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第５号） ①監査対象期間（令和２年２月から令和７年２月）を通じて、事業所が人員基準を満たすことを確認することができないほど、事業者は従業者の勤務時間を把握・管理できておらず、事業所に配置する従業者の勤務体制を適切に定めていないと確認された。 ②事業所の管理者は、事業所が遵守すべき基準を理解しておらず、従業者に対し必要な指揮命令を行うことができない上、業務の管理を一元的に行うなどの管理者としての責務を果たしていないことが確認された。 <u>（３）人格尊重義務違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第３号） 事業者は、食材料の購入に係る領収書を少なくとも 629 枚、約 500 万円分偽造し、虚偽の管理簿を提出するなど、利用者から食材料費として徴収した金額を適正に管理しておらず、目的に沿って適正に使用していないことが確認された。事業者は、運営基準に従って適正に運営していないほか、利用者の食材料費の一部を目的に沿って使用していないことから、障がい者の人格を傷つける行為であって、人格尊重義務違反に該当すると認められた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和７年 ９月30日	茨木市	居宅介護	<u>ア人員基準違反</u>（障害者総合支援法第５０条第１項第４号） 令和６年７月１日から令和７年４月末日まで、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する員数を配置していなかった。 <u>イ不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第５０条第１項第９号） 令和６年５月９日付で本市に対して、事業所の名称をクォーツとし、指定申請をする事業を居宅介護とし、令和６年７月１日を事業開始予定年月日とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業指定申請書を提出した。しかし、事業者は、指定申請時点において、勤務の予定のない者を本件申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、不正の手段による指定を受けた。
令和８年 １月１日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>介護保険法（平成９年法律第 123 号）違反</u>（障害者総合支援法第 50 条第１項第 10 号） 居宅介護事業及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われ、指定の取消し処分が行われた。
令和８年 ３月24日	泉佐野 市	共同生活 援助	<u>（１）不正の手段による指定</u>（障害者総合支援法第５０条第１項第９号） 新規申請の際に、事業者と雇用関係にない者を従業者として申請書類に記載し、また偽造した経歴書、実務経験証明書を提出し、指定を受けた。 <u>（２）訓練等給付費の不正請</u>（障害者総合支援法第５０条第１項第６号） 上記の理由により本来指定を受けることができないにもかかわらず、不正の手段により指定を受け、請求することのできない訓練等給付費を請求し受領した。
令和８年 ３月31日	吹田市	居宅介護 重度訪問 介護	<u>（１）人員基準違反（法第 50 条第１項第４号）</u> 令和６年 10 月から令和７年 12 月まで、居宅介護等サービス事業所としての従業者の員数が常勤換算方法で２．５人以上を満たしていなかった。 <u>（２）運営基準違反（法第 50 条第１項第５号）</u> 管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確なチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。 <u>（３）不正請求（法第 50 条第１項第６号）</u> 令和２年８月から令和７年９月までの期間、一人の従業者が、同日同時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録等を作成し、介護給付費を請求し受領した。 <u>（４）虚偽の報告（法第 50 条第１項第７号）</u> 管理者は、令和６年９月から令和７年７月まで、サービス提供記録等に居宅介護サービスの提供を行っていない従業者の署名を虚偽記載し、本市

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			に報告を行った。